201８年度（201８年8月1日～201９年7月31日）

事　業　報　告　書

**Ⅰ．２０１８年度の事業一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業・プロジェクト | 定款における事業項目 |
| （１）「らびっとにゅうず」（メールマガジン）の配信 | 3．情報収集と提供 |
| （２）元理事による業務上横領事件への対応について | 9．その他 |
|  |  |
| （３）会員向けのアンケート実施 | 9．その他 |
| （４）他団体への協力 | 8．市民団体への支援・助成 |

**Ⅱ**．**各事業の内容**

**（１）**「らびっとにゅうず」（メールマガジン）の配信

2018年度は、メールマガジン『らびっとにゅうず』を１２回発行しました。従来とおり、アリスセンターからのお知らせのほか、神奈川県および各地のＮＰＯに関する募集、イベント情報を掲載しています。

また、263号（2019年1月17日発行）からは、アリスセンターのネットワークと経験を活かし、さまざまな貧困格差を打開し「共生社会」や「頼りあえる社会」づくりに取り組む市民活動、団体間ネットワーク、地域の活動に関する情報を収集・編集して「頼り合える社会づくり通信」として発行しました。同通信で、80件の情報を発信しました。最も多かった情報発信は、人権・平和の活動（のべ１７件）、次に子ども・若者・女性の支援（のべ１５件）、続いて、居場所づくりの活動（のべ１０件）、環境・エネルギーの活動（のべ９件）、高齢者福祉・介護の活動　（のべ７件）となっています。一方、０だった情報発信は、マイノリティ支援の活動、住宅支援の活動、市民基金の活動となっています。

上位３位の結果をみると、現在、地域において、必要とされている課題が反映されていると推測できます。

　また、情報発信数が少ない結果をみると、アリスセンター自身へ寄せられる情報が少なく、活動団体とのネットワークが弱いことが推測されます。

2018年度（らびっとにゅうず259号から269号）に掲載した情報の内訳は次のとおりです。

1. アリスセンターからのお知らせ

お知らせ　…………………………………………　２件

報告（レポート）　………………………………　２件

アリスセンターに寄せられた機関誌一覧………　６件

1. 「頼り合える社会づくり通信」　…………のべ８０件　順位

１）地域全般・制度全般　…………………のべ　５件　６

２）まちづくり　……………………………のべ　２件　７

３）居場所づくりの活動　…………………のべ１０件　３

４）高齢者福祉・介護の活動　……………のべ　７件　５

５）障害者福祉　……………………………のべ　２件　７

６）多世代参加型子育ての活動　…………のべ　１件　８

７）外国籍市民との共生の活動　…………のべ　５件　６

８）アート活動　……………………………のべ　５件　６

９）子ども・若者・女性の支援　…………のべ１５件　２

１０）様々なネットワークの活動　………のべ　２件　７

１１）市民基金の活動　……………………のべ　０件　９

１２）人権・平和の活動　…………………のべ１７件　１

１３）住宅支援の活動　……………………のべ　０件　９

１４）環境・エネルギーの活動　…………のべ　９件　４

１５）マイノリティ支援の活動　…………のべ　０件　９

1. 募集・イベント情報

さまざまな催し物の情報　…………………のべ８２件

募集（助成金含む）の情報　………………のべ７２件

その他の情報　………………………………のべ　８件

　　**◆**　2018年度　らびっとにゅうず　記事分類表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行日 | 9・18 | 11・3 | 12・１ | 12・4 | １・１ | 1・17 | 2・7 | 3・3 | 3・31 | 5・7 | 6・2 | 7・7 |  |
| らびっとにゅうずVol. | 259 | 259(2) | 260 | 261 | 262 | 263 | 264 | 265 | 266 | 267 | 268 | 269 |  |
| 「頼り合える社会づくり通信」 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | no.1 | no.2 | no.3 | no.4 | no.5 | no.6 | no.7 | 　　計 |
| 1 アリスセンターからのお知らせ　　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 10 |
| 　１）お知らせ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 　 | 　 | 　 | 1 | 　 | 　 | 2 |
| 　２）報告（レポート） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 2 |
| 　３）アリスセンターに寄せられた機関誌一覧 | 　 | 　 | 1 | 　 | 1 | 　 | 　 | 1 | 　 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 2 「頼り合える社会づくり通信」　　　　 | 　 | 1・17　 | 2・7 | 3・3 | 3・31 | 5・7 | 6・2　 | 7・7　 | 80 |
| 　１地域全般・制度全般 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 2 | 3 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 5 |
| 　２）まちづくり | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 2 |
| 　３）居場所づくりの活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 3 | 3 | 1 | 　 | 　 | 　 | 3 | 10 |
| 　４）高齢者福祉・介護の活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 2 | 　 | 　 | 2 | 2 | 1 | 7 |
| 　５）障害者福祉 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 2 | 2 |
| 　６）多世代参加型子育て活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 |
| 　７）外国籍市民との共生の活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 3 | 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 5 |
| 　８）アート活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 1 | 1 | 　 | 　 | 1 | 1 | 5 |
| 　９）子ども・若者・女性の支援 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 3 | 1 | 3 | 4 | 2 | 1 | 15 |
| 　１０）様々なネットワークの活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 2 |
| 　１１）市民基金の活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 0 |
| 　１２）人権・平和の活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 2 | 4 | 3 | 3 | 4 | 1 | 17 |
| 　１３）住宅支援の活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 0 |
| 　１４）環境・エネルギーの活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 1 | 1 | 1 | 　 | 1 | 5 | 9 |
| 　１５）マイノリティ支援の活動 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 0 |
| 3 募集・イ**ベント情報** | 9・18 | 11・3 | 12・１　 | 12・4 | １・１　 | 1・17　 | 2・7　 | 3・3　 | 3・31　 | 5・7　 | 6・2　 | 7・7　 | 162 |
| 　１）さまざまな催し物の情報 | 1 | 10 | 7 | 2 | 7 | 18 | 21 | 6 | 2 | 2 | 3 | 3 | 82 |
| 　２）募集（助成金含む）の情報 | 8 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 5 | 5 | 3 | 9 | 11 | 12 | 72 |
| 　３）その他の情報 | 　 | 2 | 4 | 　 | 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 8 |

（２）元理事による業務上横領事件への対応について

2014年９月に発覚した元理事による業務上横領事件は、同年11月に神奈川県警に告訴、水上署の4年に渡る捜査を経て、2018年1月18日被疑者逮捕の後起訴され、横浜地方裁判所で2回の公判を経て、5月15日、2年８カ月の実刑判決が言い渡されました。被告人は刑が重すぎるとして控訴したが、1回の公判を経て、9月5日、東京高等裁判所では量刑相当として控訴棄却した。被告人は上告したが、12月４日、最高裁判所は上告棄却し刑が確定し、収監された。その後、2019年2月22日死亡のため釈放したとの通知が横浜地方検察庁から届く。

この1年間の主な経過は以下の通りです。

○前期は、元理事の逮捕、起訴、公判、実刑判決と大きく動きましたが、今期になり、被告人は量刑不当を理由に控訴、2018年8月24日の東京高等裁判所第1回公判を経て、同年9月5日、経緯や動機に情状酌量の余地はなく2年8カ月の実刑は相当として、控訴棄却の判決となりました。

〇被告人は、高裁判決を受けて2018年9月13日上告しましたが、最高裁判所は同年11月29日上告を棄却（公判は開廷されずに決定）、12月4日懲役2年8カ月の実刑が確定しました（最高検察庁からの通知で知る）。

〇2018年12月27日、加害者処遇状況等通知希望申出書が受理されたのを受けて、2019年1月～2月にかけて、今後の対応策を弁護士と協議し、横浜地方検察庁への問い合わせ（収監刑務所の問合せ等）を行いました。

〇2019年2月26日、横浜地方検察庁から、同年2月22日本人死亡に伴い釈放、その刑事施設は昭島市にある東日本成人矯正医療センターであった旨の通知書が届きました。通知書を出した担当者に、死亡原因等を問い合わせましたが、通知書に記載された内容以外は不明とのことでした。

控訴審では、拘留中に癌の手術をしたことを明かしていたとはいえ、死亡原因は不明のままでした。元理事のご冥福を心からお祈りいたします。

本人の被害弁償の意思はあったようですが、最後まで具体的な弁償計画を約束するところまでいたりませんでした。本人死亡後も、唯一の相続人からの弁済の可能性を追求しましたが、相続放棄の手続きがされていることが判明し、これ以上の債権回収は不可能な状況となりました。

会計上の債権処理を適正に実施するとともに、今後、横領事件の経過と対応を記録した報告書を作成し、横領事件の総括を行い、会員をはじめとする関係者に提示したいと思います。

（３）会員向けのアンケート実施

アリスセンターの活動について、会員の意向を把握するため、アンケート調査を行った。

●調査対象　アリスセンター会員及び準会員39名・団体。　但し調査対象からアリスセンター役員を除く

●回答率　４４％

●調査期間　2019年7月中旬から8月上旬

●調査方法　Eメールより調査票配布、回収。一部郵送により配布・回収

●調査結果の概要(設問数5問)

問１　業務上横領事件に対するアリスセンターの対応
アリスセンターの対応は、ほとんどの会員・準会員が満足（約90％）している。

問２　業務上横領事件の報告書の作成
業務上横領事件の報告書の作成は、ほとんどの会員・準会員が必要と考えている。

問３　アリスセンターの今後の活動

今後取り組むテーマ・視点は、分断社会に関すること、中間支援組織の役割やあり方、先進的な自治体の取組みが上位となった。休眠預金や公益認定の課題には、ほとんど関心がなかった。

問４　アリスセンターの活動への会員参加
会員の3分の1が条件付きも含め参加してもよいという回答だった。会員の3分の2が時間的制約等の理由で参加は難しいとの回答だった。

問５　自由意見

14人・団体から自由意見の記述があった。会員それぞれのアリスセンターへ思い、今後の活動等について記述があった。（アリスセンターの役員は一同、励まされた）

※アンケートの詳細については、同封のアンケート結果を参照してください。

（４）他団体への協力

生活困窮者に必要かつ適切な支援が届くように県内で様々な困難を抱える人たちに支援を行っている団体が連携しているかながわ生活困窮者自立支援ネットワーク（かなこんネット）に加入し、かなこんネット主催の学習会等に参加して、生活困窮者等困難を抱える人たちをめぐる状況について理解を深めるとともに、かなこんネットから発信される情報を、らびっとにゅうずを通して、広く配信した。

**Ⅲ． 運営報告**

**総会・理事会　開催記録**

**１．総会**

日時：２０１８年９月２１日（金）　１９：００から

会場：かながわ県民活動サポートセンター７１０号室

議　事

第1号議案

2017年度(2017年8月1日～2018年7月31日)事業報告書承認

第2号議案

2017年度(2017年8月1日～2018年7月31日)決算承認

第３号議案

2018年度(2018年8月1日～2019年7月31日)事業計画書承認

第４号議案

　2018年度(2018年8月1日～2019年7月31日)予算承認

第５号議案

定款変更

「第 49 条 この法人の公告は、この法人の発行する機関誌に掲載する　　とともに、神奈川新 聞に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。その他公告について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。」

と改めるとともに、

「　附則 この定款は、2018年9月21日から施行する。」

との附則を付加する。

第６号議案

　役員選任の承認

**2．理事会**

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日 | 主な議題 |
| 第1回日時2018年8月14日（火）18：30～22：00場所：かながわ県民活動サポートセンター出席者：内海、菅原　川崎、吉田、岡田、鈴木智子（監事）嶋田（監事）欠席者：鈴木健一 | 1.公文書館へのらびっと通信の寄贈について2.総会開催日程3.総会議案書案の検討4.次期理事長、副理事長について5.理事会での役割分担6.総会までのスケジュール7.横領事件について |
| 第２回日時：2018年9月21日（金）20：00～20：15場所：かながわ県民活動サポートセンター710号室出席者：内海、菅原　川崎、吉田、岡田、鈴木智子（監事）嶋田（監事）欠席者：鈴木健一　 | 1.理事長の選任について理事長　内海宏副理事長　菅原敏夫・ |
| 第３回日時２０１８年１１月２４日（土）14時30分～16時50分場所　ワールドポーターズ６階　ＮＰＯスクエア会議室出席者　内海、岡田、川崎、鈴木健一、吉田、嶋田監事欠席者　菅原 | １.これまでの経過・横浜市への委託事業者登録について2.法人運営の事務処理について３.「アリスサロン」について |
| 第４回日時２０１9年１月５日（土）13時00分～15時20分場所　かながわ県民活動サポートセンター10階ボランティアサロン出席者　内海理事長、岡田理事、川崎理事、菅原理事、鈴木理事、吉田理事、嶋田監事 | １.業務上横領事件訴訟後の対応について2.アリスサロンの今後について・「アリスサロン」から「頼りあえる社会づくり通信（仮称）」３.その他　 |
| 第５回日時　２０１9年２月７日（木）19時00分～21時30分場所　かながわ県民活動サポートセンター９階ボランティアサロン出席者　内海理事長、岡田理事、川崎理事、菅原理事、鈴木健一理事、吉田理事、嶋田監事欠席　鈴木監事 | １.生田弁護士との打合せ２.らびっとにゅーずの発行について３.その他　 |
| 第６回日時：2019年4月23日（火）18：30～21：30場所：かながわ県民活動サポートセンターボランティアサロン出席者：内海理事長、川崎理事、菅原理事、嶋田監事欠席：岡田理事、鈴木（健一）理事、鈴木（智子）監事 | １．横領事件について２．事務処理について |
| 第７回日時　２０１９年７月１日（月）19時00分～21時30分場所　かながわ県民活動サポートセンター７階７０７号室出席者　内海理事長、岡田理事、川崎理事、菅原理事、鈴木理事、吉田理事、嶋田監事鈴木監事 | １.横領事件の債権の処理について２.　アリスセンターの今後について |
| 第８回日時　２０１９年７月１5日（月）13時30分～15時30分場所　かながわ県民活動サポートセンター７階７０６号室出席者　内海理事長、岡田理事、川崎理事、鈴木理事、吉田理事、嶋田監事欠席者：菅原理事、鈴木監事 | １　横領事件の債権の処理について●NPO法人相模川倶楽部からの寄付●アリスセンターの今後、アンケートの実施２　総会に向けての準備作業３　今後の予定 |

**3．会員数について（201８年7月31日現在）**

●**個人会員**

・正会員１９名　準会員１４名

●**団体**

・正会員７団体　準会員２団体